**更生医療申請の流れについて**

更生医療申請にあたり、身体障害者手帳（更生医療を利用する部位の手帳）の申請（交付）が必要です。身体障害者手帳と更生医療の同時申請は可能です。

〈更生医療で主に申請があるもの〉

・抗免疫療法（HIV感染症、腎移植後の抗免疫療法　等）

・人工透析（腹膜透析／血液透析）

上記治療内容により手続き方法や申請に必要な持ち物が多少異なります。

※あくまで基本的な申請の流れとなります。詳細は都度お問合せください。

**【抗免疫療法】**

●更生医療申請の流れ

①医学的意見書、概算額算定表を医療機関に記入してもらう。

　　※更生医療（該当箇所）の指定医療機関、医師である必要があります。通院して

　　　いる医療機関に確認してください。

　　　↓

②医学的意見書、概算額算定表を記入していただいたら、障がい福祉課の窓口に提出する。

**〈持ち物〉**

　　医学的意見書・概算額算定表・有効期限内の健康保険証／マイナ保険証／資格確認証ないしは資格情報のお知らせのいずれか・朱肉を使用する印鑑（著名ができる場合は不要）

提出時、申請書の記入も行う。

　※その際に、ケースワーカーより聞き取り調査があります。

　※更生医療は指定された医療機関・薬局しか利用できません。

　　↓

③市より埼玉県の判定機関に、判定依頼書を送付する。

　↓

④２～３ヶ月後、問題がなければ埼玉県より「判定書」が市に届く。

　　　↓

⑤市にて決定を行う。決定後、生活保護受給者の方の場合は、決定通知書をご本人に、受給者証を申請された医療機関に送付いたします。生活保護受給者以外の方の場合は、全ての書類をご本人に送付いたします。

続きは裏面をご確認ください。

**【人工透析（腹膜透析／血液透析）】**

**注意点　　　　　　※詳細は都度お問い合わせください。**

**●更生医療を利用するためには、「特定疾病療養受療証」取得が必須になります。**

障がい福祉課での手続きとは別手続きになりますので、加入保険窓口に相談、申請してください。

※特定疾病療養受療証の提示により、同一月・同一医療機関への当該疾病にかかわる医療費の自己負担額は、月１万円が基本的な上限となります。

　　三郷市国民健康保険・後期高齢者医療保険の場合は、国保年金課が担当窓口です。

三郷市国民健康保険→国保年金課保険給付係（０４８－９３０－７７０２）

　　後期高齢者医療保険→国保年金課高齢者医療係（０４８－９３０－７７８９）

**●重度心身障害者医療費助成制度について**

身体障害者手帳を新規取得した年齢が６５歳未満で、障害等級が１・２・３級の方は、重度心身障害者医療費助成制度の対象となります(所得制限あり)。

　重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方は、更生医療で支払った医療費の一部又は全部について助成を受けることができます。申請方法等については、障がい福祉課給付係までお問い合わせください。

　　障がい福祉課給付係（０４８－９３０－７７７９）

**●更生医療を利用するにあたり、メリットがある主なケース**

特定疾病療養受療証の上限額より病院窓口負担を抑えることが出来る場合

　 →更生医療は、「世帯」の所得状況により月に病院に支払う上限額が異なります。

※ここでの「世帯」とは、保険世帯となります。国民健康保険は世帯で国民健康保険に加入している方全員、健康保険や共済保険については、扶養、被扶養者の方を含むものを指します。

続きは２枚目をご確認ください。

●人工透析での更生医療申請の流れ

①医学的意見書、概算額算定表を医療機関に記入してもらう。

　　※更生医療（腎臓）の指定医療機関、医師である必要があります。通院して

　　　いる医療機関に確認してください。

　　　↓

②医学的意見書、概算額算定表を記入してもらったら、障がい福祉課の窓口に提出する。

**〈持ち物〉**

　　医学的意見書・概算額算定表・特定疾病療養受療証・有効期限内の健康保険証／マイナ保険証／資格確認証ないしは資格情報のお知らせのいずれか・朱肉を使用する印鑑（著名ができる場合は不要）

※特定疾病療養受療証を申請中の場合は、出来上がりましたらコピーを障がい福祉課窓口まで郵送いただくか、ご持参ください。

提出時、申請書の記入も行う。

　※その際に、ケースワーカーより聞き取り調査があります。

　※更生医療は指定された医療機関・薬局しか利用できません。

　　↓

③市より埼玉県の判定機関に、判定依頼書を送付する。

　↓

④２～３ヶ月後、問題がなければ埼玉県より「判定書」が市に届く。

　↓

⑤市にて決定を行う。決定後、生活保護の方の場合は、決定通知書をご本人に、受給者証を申請された医療機関に送付いたします。生活保護以外の方の場合は、全てご本人に送付いたします。

　**【決定後の注意】**

・判定取得した内容の医療費に関してのみ更生医療が適用となりますので

　　ご注意ください。

　・医療機関や薬局が変更になる場合は、申請が必要となります。

　　事前にお電話か障がい福祉課窓口にてご連絡ください。